広報五城目

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課
（電話 五城目 501番～505番）
印刷所 五城目印刷所 電話 571番 （一部五円）

季節の窓

田植えを終った田はますます緑の色を濃くし、うっすらと額に汗をして除草する白いはおかむりと、赤い腰帯がくっきり緑に浮いているのが目につくこのごろである。

しつこいツユも7月に入ればいつか雲の色も白くたくましくもりあがり、太陽がギラギラ輝きはじめ、風鈴の音も涼しく聞かれるようになる。

選挙人名簿登録人員数

（昭和40年6月14日現在）

地区名	男	女	計
五城目	2.415	2.778	5.193
馬場目	926	936	1.862
富津内	742	839	1.581
内川	590	624	1.214
大川	670	722	1.392
面潟	318	360	678
合計	5.661	6.259	11.920

選挙特集

みんなで明るく正しい選挙を

ことしは、国民参政七十五周年と、普通選挙がはじめて行われてから四十周年、婦人参政二十周年とまことに意義深い年であります。

違反のない明るく正しい選挙を行なってもらうために、知っておきたい選挙制度を特集しました。

選挙制度の三原則

一、選挙平等の原則

国民はすべて法のもとに平等であります。このことは選挙に一番はっきりあらわされております。二十才以上の国民はすべて平等に一票を投ずるとうい権利を持っているわけです。

二、投票自由の原則

私たちにせっかく平等に与えられた選挙権をひとりびとりが自由な気持で投票できなければ私たちの意志が政治の上に正しく反映できません。

買収、供応、縁故、義理、顔権力などによる圧力に左右されることなく、自分の判断で有能な信頼できる人を選んで投票しなければなりません。

三、選挙公正の原則

選挙が平等で自由に行われても、選挙の手続や事務を行う段階で選挙人や候補者に対して公正でなければ、自由平等の原則がこわされてしまいます。

以上の三つの原則は選挙制度を貫いている精神で、主権者として私たちに与えられている最も大きな権利であります。

私たちの生活の向上は、国の政治や、地方自治の健全な発展のためには、権利の上に眠ることなく、投票に参加することが大切です。

⊙選挙管理委員会の役目

選挙が公正中立に行われるためには、その管理を時の政府や知事、市町村長から切りはなして政治権力に左右されないように選挙管理委員会の手で行われることになっています。

中央に中央選挙管理委員会、都道府県市区町村に、それぞれの選挙管理委員会がおかれ、それぞれの選挙を管理執行します

本町の選挙管理委員会は、五城目町で選挙権のある人のなかから町議会で選んだ四人の委員で構成されています。

合議制の行政委員会で四人の委員は同一政党から必ず一人だけで一党一派にかたよらないように公正中立を保つようになっております。

万一委員に欠員を生じた場合を考え委員を選ぶとき同数の補充委員を選んでいます。

選挙管理委員会の役目は、選挙に関する事務の管理と選挙に関する啓発と選挙人に対する周知です。したがって選挙違反の取締りについては検察官、公安委員および警察官が公正に行うこととされています。

⊙選挙権と投票権

選挙権は、日本国民で、年令満二十才以上の者であればだれでも選挙権があります。

しかしつぎのような人は選挙権がありません。

禁治産者

刑罰に処せられた者

一定の刑罰に処せられ、その刑の執行中の人です。ただし選挙犯罪により罰金刑以上に処せられた者は、刑の執行を終った後も一定期間選挙権、被選挙権は停止されます。

せっかく選挙権があっても選挙人名簿から漏れていたりすると投票することができませんから注意しなければなりません。

⊙選挙人名簿

選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類があります。

基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在で引き続き三か月以上、つまり六月十五日以前から五城目町に住んでいる人で十二月二十日まで満二十才になった者を調査して十月三十一日まで作成します。

⊙名簿を調査する順序

毎年九月十五日現在で各世帯から調査票を提出していただくと選挙管理委員会では資格を調査し、十月三十一日までに名簿を作ります。

十一月五日から十一月十九日まで名簿の縦覧および異議の申出十二月二十日で名簿が確定します。名簿縦覧期間中に自由に名簿を見てもらい、名前がもれていたり、まちがっていたりするときは、異議の申出をしてもらうことになっています。

確定した名簿は翌年十二月十九日までの間に行われる選挙に使用されます。

確定した名簿は訂正、抹消、追加、記載等一切できないことになっています。

補充選挙人名簿は選挙が行われるつどつくられる名簿で、毎年九月十五日現在でつくられる基本選挙人名簿をつくった後に新しく選挙権を得た人たちを登録するもので、登録の申し出によってつくられます。

つぎのような人が補充選挙人名簿にのる人です。

㊀他の市町村から五城目町に転入して来た人。

㊁十二月二十一日以後に新しく年令満二十才になった人

㊂基本選挙人名簿からもれている人

これらの人は、いつでも補充選挙人名簿の登録の申し出ができます。

ただし選挙期日の公示又は告示の日の前の日までに登録の申し出をした者について、選挙期日の公示又は告示の現在に三か月以上居住し、年令も満二十才になるものでなければ名簿に登録されません。

申し出をするときは、申し出の事実（居住しているかどうかを証明する文書、例えば、国民年金手帳、健康保険証、家賃、水道、電気ガスなどの領収証、郵便物の宛名）の提出や呈示を求めることになっていますから本人が直接選挙管理委員会においでになっていただくことになっています。

今回法律が改正されて選挙期日の公示又は告示後の登録の申請制度は廃止されました。

⊙投票の方法

投票は「平等と自由と公正」の原則にしたがって選挙の当日選挙人が入場券を持参して投票所に行き、候補者一人の氏名を投票用紙に自分で書いて投票箱に入れることになっています。

一、不在者投票

投票は選挙の当日投票所へ行って自ら投票するのが原則ですがつぎのような場合には前もって投票することができます。

㊀投票の当日五城目町以外の土地に行って仕事をしている場合（選挙事務に従事している者は自分の属している投票区外）

㊁投票の当日やむを得ない用務で旅行中の人

㊂投票の当日、病気、負傷、姙娠、不具などでほとんど歩けない人、または被疑者で収容中の人

以上の人はあらかじめ投票する ことができます。もちろん該当する証明書や投票方法が定められています。

二、代理投票

身体の故障や文字の書けない人には、投票所で投票管理者が二人の事務従事者を指定して一人が代りに書き一人が立会います。

この場合「誰に投票」したか職員は絶対に秘密を守りますから遠慮なく申し出下さい。

三、点字投票

盲人の人には点字投票もできます。

四、無効投票

㊀候補者でない者、候補者となることのできない者の氏名を書いたものは無効

㊁投票用紙でないものに書いたものは無効

㊂二人以上の候補者を書いたものは無効

ただし同一候補者の氏名を二重に書いたものやいったん書いた氏名を消して他の候補者の氏名を書きなおしたものは有効

㊃候補者の氏名の外他事を書いたものは無効

ただし職業、身分、住所または敬称を記したものは有効、しかし氏名以外に書く必要はありません

㊄自分で書かないものは無効

代理投票は有効ですが、活字、ゴム印などで押したものは無効

以上の外に選挙運動については公職選挙法に定められているものと禁止されているものがありますが、新聞などにかなりくわしく、わかりやすく解説していますから、よく注意してごらん下さい。

そしてきたる七月四日の参議院議員投票日には有権者はかならず投票において下さい。

みんなの力で文字通り明るく正しい選挙によって立派な代表を国会に送るようにいたしましょう。

参議院議員選挙

投票日は七月四日

七月四日は参議院議員通常選挙が行なわれます。

参議院は良識の場として、国会の行き過ぎや、あやまった党利党略の政治をつねに正しい方向にみちびくために大切な役割をもっております。

一人も棄権することなく投票しましょう。

⊙投票時間について

投票時間は午前七時から午後六時までですが、馬場目第三投票区、馬場目第四投票区、富津内第四投票区、内川第三投票区に限り投票終了時間が一時間繰り上がって午後五時までとなっておりますからまちがいのないようにしてください。

中央公民館長に

北嶋氏

欠員中であった中央公民館長に北嶋誠一氏が就任しました。

北嶋氏の略歴は次のとおりです。

県畜産課長補佐、秋田中央交通常任監査役などを歴任。現在中央観光取締役。

六月と七月の町税

⊙六月 町民税 第一期

⊙七月 固定資産税 第二期

国民健康保険税第二期

納期限はそれぞれ末日ですから、ご協力ください。

明るく正しい選挙

きれいな選挙で明るい政治正しい一票よい政治

ことしは参議院選挙をひかえ

（普通選挙制40周年 婦人参政権20周年）にあたる意義深い年です

投票日 7月4日

全町民のつどい
第6回 全町体育祭開く
6月27日・五一中グランド

全町民待望の全町体育祭がきたる二十七日(日)に五城目第一中学校グランドで開かれます。

この体育祭は全町民が一同につどう場として明るい町づくりのために大きな成果をあげてきました今年で六回目をむかえ秋田国体から東京オリンピックまでの成果を結集するとともに、町村合併十周年記念としてさらに健康で明るい町民の意識をもりあげるために、全町民の参加をのぞんでおります。

開催のおもな内容は次のとおりです。

▼期日 六月二十七日(日) 雨天などで実施できない場合は七月十八日(日)

▼時間 午前九時集合 九時四十分入場行進 十時十分開会式、

▼会場 五城目第一中学校グランド

▼採点および採賞 総合採点方法によって百点満点とする。採点の内容は㊀、入場式参加状況十点、㊁、採点種目(団体)一位四十点、二位三十九点三位三十八点、四位三十七点五位三十六点、六位三十五点(以下一点づつ減点)㊂、採点種目(個人)一位七点、二位六点、三位五点(以下六位まで一点づつ減点)。七位以下には参加点として一点を与える。㊃、出場選手数二十五点㊄応援二十五点

▼賞品 競技参加者全員に与える。

米国レスリングチーム来町
24日…日米高校大会…

第四回日米高校アマチュア・レスリング秋田大会がきたる二十四日五城目第一中学校体育館で開催される。

この大会は昭和三十七年にも本町で開催しており、日米親善のために大きな役割を果たしたこのたびの大会に来町するアメリカチームはオクラホマ州から選抜された各クラスの優秀選手八名と監督コーチをふくめて十一名である。

日本の全秋田チームは五城目高校レスリング部長小玉文男氏を監督として、選手の中には五城目高校や、地元出身の選手が出場することになっている。

町ではこの大会が、よりいっそう今後の両国間の友好の深まりのために、町民多数があたたかい歓迎と、試合の参観をされるようにのぞんでおります。

なおこの大会の米国チームの宿泊の一切を引き受けられた五城目ロータリークラブに対しては多くの感謝がよせられています。

一行の日程は次のとおりであるが、富山県から秋田入りして二十五日に仙台へ向う予定である

米国チームの日程

六月二十三日午後五時五分 急行「しらゆき」で秋田駅着。午後六時三十分秋田からハイヤーで来町。渡辺ハンコ店前に下車。信用金庫まで徒歩午後六時四十分信用金庫会議室で五城目ロータリークラブ主催歓迎パーティに出席。午後八時ロータリークラブ員宅に分宿。

六月二十四日

午前八時 本町出発 秋田市へ。

午前九時 県庁訪問、知事と会見。市内見物のあと男鹿観光地へ向う。

午前十一時三十分 寒風山を出発。五城目へ。

午後一時 宿舎で休憩。

三時 大会会場へ。

三時三十分 開会式。ひきつづいて試合を開始。

五時三十分閉会式

六時三十分 町主催夕食会

信用金庫

八時 自由時間

九時 宿泊

六月二十五日

午前八時四十五分 五城目駅出発

九時十三分 八郎潟駅発急行「あけぼの」で次回の開催地仙台市へ。

より身近な町政へ
町長面会日設ける

町長が町民とヒザを交えて話しあう町長面会日を新しく設けることにしました。

これは町民の町長に対する意見や要望などを町長が直接聴取して町の行政施策に積極的に反映させようとするねらいで来月から毎月一回ずつ「町長面会日」を開設するものです。

これまで町民各層から町長が直接町民に触れ、語り合う機会を設けるべきだという声があり、最近こうした意見がふえてきたため検討した結果、新設することに決めたものです。

面会日は毎月第三水曜日の午前九時三十分から正午まで、役場町民室で行ないます。

面会内容は町政に関する意見、要望、苦情相談などで、面会希望者の受付は午前九時三十分まで町民室で行なう。町長面会日の新設によってさらに広く町民の声が町政に取り入れられ、より身近な町政がおし進められるよう、町民多数の参会を期待します。

出かせぎは職安を通じて

田植え作業が終わるとすぐ出かせぎ者が多くなります。

家族とはなれて出かせぎする方は本当にご苦労さんです。町では出かせぎ者が安心して就労できるようにするために、労務管理や、賃金支払い等についていろいろと対策しております。そのの対策が効果をあげるためにはまず出かせぎ者が職業安定所を通じて、就労先をはっきりしておくことが大切です。

ごとしは経済の変動などによって賃金の不払いや、不当な労働条件がおこなわれることが予想されますので、そのようなときにはすぐに職業安定所か役場へ連絡してください。

各機関と協議の上解決にあたります。

刀剣類はかならず登録を

銃砲刀剣類は登録しなければ所持できないことになっております。未登録で所持した場合は法によって制せられますので、この機会に登録するようおすすめします。所持者が移動した場合は現在の所持者において登録の手続きをしてください。

⊙登録の仕方

登録期日・六月二十八日(月)

登録時間・午前九時～午後四時

登録場所・県立図書館講堂

持参するもの・(1)登録しようとする現物(2)印鑑(3)手数料(一件につき二百円)

以上のように簡単にできますので、未登録所持者はぜひ登録をすませるよう、かさねておすすめします。

⊙暴力追放対策委員きまる

昨年から結成発足した「暴力的迷惑行為追放」のための、四十年度対策委員会がこのほど発足しました。

暴力は街の恥!!

しない！させない！

みのがさない!!

これは警察署管内一本化した委員会ですが、五城目町の委員および顧問は次の通りです。

○委員 千葉金蔵、菊地耕二、阿部三郎、西井伝治郎、大山清吉、大原国夫、柴野三雄

○顧問 小林五城目町長、富岡五城目警察署長

○幹事 田村防犯主任

人命を水死事故からまもろう

ことしも水死事故の多い季節がやってきました。

毎年のことながら六月から七・八月の夏休みにかけて水におぼれて死ぬ人が多い。

秋田県内ではこの時期に昨年では一一一人もの、こどもが水におぼれて死んでおります。六月には幼児が九人小学生が二人水の犠牲になっております。

特に水死事故をなくするためには

○こどもが遊びにいく場所を知っておくこと

○農繁期などで体の自由のきかない老人、こどもに乳のみ子をまかせておかないこと。

○野井戸などにはフタを、防火用水にはサクをつくること。

○水遊びに適しない場所には立札をたてること

地域ぐるみで協力しあい、悲しい事故をふせぎましょう。

交通事故をなくそう

近ごろ歩行者や自転車による交通事故が多くなってきました。いままでの交通事故というのは歩行者では

○道の左側または中央を歩いているとき

○車の直前、直後を横切るとき と斜め横断

○酒に酔ってふらふら歩くとき

○幼児のひとり歩きと路上でのあそびがあげられ

自転車の場合は

○右側の通行

○左右折れの合図をしないとき

○酒に酔っての通行

○無灯や二人のり

などからおこっております。

これらのことをお互によく守って事故をなくしましょう。

史跡めぐり

杉沢産土社の怪奇

郷土史研究家 分銅志静

町の奥地杉沢に風変りなお宮がある。杉沢の土場にあがると学校の南がわの山のつづきに、そのお宮の屋根が見える。以前はほとんど眼につかなかったが屋根を新しくしてから、お宮のりんかくが際立つようになった。お宮は本殿と拝殿と二つの建物からなっているが、その本殿の軒の三隅に世にも不思議なものがぶら下っている。それは一物もつけない裸の人形の木彫りで、手と足を折りまげ、吊されたような格好をしている。この三つの人形は大体同じ形をしているが、丸坊主もあれば髪や髭のついたものもある。写真はその一つであるが、昔は四つあって本殿の四方に吊されていたという。部落の人の話によると、明治の大旱ばつの時に、村中がそのお宮に雨乞いをする巫子のお告げで、その人形の一つをおろして、オモリをつけて馬場目川に沈めれば、必ず雨がふるというのである。はたしてその通りにすると、忽ち大雨となり、馬場目がかってない大氾濫をおこし、杉沢の部落までが濁水につかったということである。勿論水につけた人形はその大水にさらわれ、それっきり見えなくなり、現在のように三つになったわけである。

町はこの人形に風変りなお宮があるとは、杉沢の土場にあがると学校の南がわの山のつづきに、そのお宮の屋根が見える。以前はほとんど眼につかなかったが屋根を新しくしてから、お宮のりんかくが際立つようになった。お宮は本殿と拝殿と二つの建物からなっているが、その本殿の軒の三隅に世にも不思議なものがぶら下っている。それは一物もつけない裸の人形の木彫りで、手と足を折りまげ、吊されたような格好をしている。この三つの人形は大体同じ形をしているが、丸坊主もあれば髪や髭のついたものもある。写真の人形は、昔は四つあって本殿の四方に吊されていたという。部落の人の話によると、明治の大旱ばつの時に、村中がそのお宮に雨乞いをする巫子のお告げで、その人形の一つをおろして、オモリをつけて馬場目川に沈めれば、必ず雨がふるというのである。はたしてその通りにすると、忽ち大雨となり、馬場目がかってない大氾濫をおこし、杉沢の部落までが濁水につかったということである。勿論水につけた人形はその大水にさらわれ、それっきり見えなくなり、現在のように三つになったわけである。

いったいいつの頃、なんのためにこんな得体の知れないものがつくられたか……。またどういうわけで雨乞いにつかわれたか……。全く不思議というよりほかないが、一説では郷中に不作がつづいたり、また疫病や盗難がはびこると、昔は悪霊のしわざと考え、それを人形にかたどり、産土の社に釘付けにしたものだという。上出戸にもこれと同じ例があり、昔の民俗を知る上には非常に貴重なものだと思う。

ところがこの人形には今一つ次のような怪奇な歴史物語りがある。それは今をさかのぼる約千百五十余前、京都に都がうつされた平安の初めである。当時は一種の過渡期で、約五十年にわたって皇室と藤原家の内部の主導権争いがあって、今のベトナムのように血で血を洗う暗闘がくり返され、その累が皇太子親王にまで及び、殺された皇族も数少くない。そしてしまいには平城太上天皇と嵯峨天皇が天下を二分して軍をかまえ、結局は嵯峨天皇がわの勝利に帰するわけだが、その時平城天皇がわの皇族や公家の多くが当時の蝦夷地東北に向って亡命し、秋田にも多くの亡命者があったという。この内乱は世に薬子（くすこ）の乱として知られている。

薬子という藤原一族の女にそそのかされて、平城天皇が政権をとりもどそうとしておこした一種のクーデターである。この時飛に敗れた平城天皇はみずから公家や兵士をひきつれて、東北へ亡命しようとしている。しかしそれもまた失敗している。

朝廷と対立し、一種の治外法権となっていたので、そこへ亡命すると命が助かった。しかしそれらの亡命者の多くは途中で追討の軍に捉えられるか、あるいは遠よく蝦夷地にはいっても懐柔に失敗して殺されるか、いずれも悲惨な最後をとげている。

伝説によると、五城目の杉沢にもそうした皇族の一族が落ちて来て、部落の者にあやしまれ、馬場目川に裸のままフシヅケにされたということである。ところでその怨霊がいつまでもたたるので、ついに産土の山神社に釘で封印されることになったというのである。よく因縁はくりかえすというが、かって人形の一つが川に沈められたというのも悲惨な最後をとげている。そのたたりを見せたものと考えられ、今さらのように霊の世界のおそろしさが知らされる。ちなみに本殿の中の御本尊は世にある山神の姿でなく、笏を持った親王の姿である。